

環自総発第110401018号

平成23年4月1日

各都道府県自然保護主管部(局)長 殿

環境省自然環境局総務課長

自然環境保全法人認定要領について（通知）

国民又は民間の団体が、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）に係る税制上の優遇措置については、平成23年4月1日付け環自総発第110401016号により、環境省自然環境局長名をもって通知されたところであるが、当該通知のうち、不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置を講ずることが適当と考えられるナショナル・トラスト活動を行う法人（以下「自然環境保全法人」という。）について、内閣総理大臣が認定した公益社団法人又は公益財団法人については、環境大臣による認定の要件、手続等を別紙「自然環境保全法人認定要領」のとおり定めたので通知する。

都道府県においても、都道府県知事が認定した公益社団法人又は公益財団法人について、この認定要領に準じて自然環境保全法人の認定をすることをお願いしたい。また、都道府県知事が自然環境保全法人の認定を行った後には、当該自然環境保全法人の事業報告書及び収支決算書の写しを毎年当職あて提出願いたい。

なお、自然環境保全法人でない民間の団体等についても、その活動内容に照らして、地方公共団体の判断により、不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置を講じている場合があるが、この認定要領の公布によってその取組を妨げるものではないことを申し添える。

以上について、管下市町村に示達の上よろしく御指導願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

自然環境保全法人認定要領

不動産取得税及び固定資産税の軽減措置を講ずることが適当と考えられる、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）を行う法人（以下「自然環境保全法人」という。）の業務に関し、適正な運営がなされていることの環境大臣の認定（以下「適性運営認定」という。）は次により行うこととする。

1 適正運営認定の要件

適正運営認定は、自然環境保全法人が次の要件に適合しているかどうかを審査の上行うものとする。

- (1) 内閣総理大臣により公益社団法人又は公益財団法人に認定されていること。
- (2) すぐれた自然環境を保存及び活用の対象としていること。
この場合すぐれた自然環境とは次の地域をいうものとする。
 - ① 自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号。近郊緑地保全区域に限る。)、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)、都市計画法(昭和43年法律第100号。風致地区に限る。)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づき指定された地域
 - ② 区域を定め、行為を制限することにより自然環境を保全することを目的とする条例(地域指定に当たって審議会等の意見を聴くこととされているものに限る。)に基づき指定された地域
- (3) ナショナル・トラスト活動に必要な技術的能力を有するものであること。
- (4) 定款又は寄附行為に次のとおり規定されていること。
 - ① 組織の目的として、自然環境の保全が掲げられていること。
 - ② 保存及び活用のため取得した土地等の財産は、原則として、その処分等をなし得ないこと。
 - ③ 保存及び活用のため取得した土地等は、その保存に支障のない範囲内で一般に公開すること。
- (5) 法人の行う毎年の事業計画にナショナル・トラスト活動に関連する事業を行うことが明記されていること。
- (6) その他公益活動に重大な弊害をもたらすこととなる事情が存在しないこと。

2 適正運営認定の手続

適正運営認定は次の手続により行うものとする。

- (1) 適正運営認定の申請は、自然環境保全法人が環境大臣に対し次に掲げる書類を添付

して別記様式1により行うものであること。

- ① 1（1）に掲げる要件に適合することを証する書類
 - ② 1（2）に掲げる要件に適合することを証する書類
 - ③ 1（3）に掲げる要件に適合することを証する書類
 - ④ 定款又は寄附行為
 - ⑤ 役員の氏名及び略歴
 - ⑥ 当該法人に設置された評議員会等の構成員の氏名及び略歴
 - ⑦ 申請時の前事業年度の事業報告書及び収支決算書（新設法人にあっては設立年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書）
 - ⑧ その他環境大臣が必要と認めた書類
- （2）環境大臣は、適正運営認定をした場合には、別記様式2により申請者に通知をするものであること。

3 事業報告等

適正運営認定を受けた法人は毎年、当該法人の予算期間後2箇月以内に、当該予算期間中の事業報告書及び収支決算書を、環境大臣に提出するものとする。

別記様式1

年 月 日

環 境 大 臣 殿

(法人の名称) 公益社団法人又は公益財団法人 ○○○○

(法人の代表者氏名) △△△△ 印

(法人の主たる事務所)

ナショナル・トラスト活動に係る適正な運営がされて
いるものであるとの認定について (申請)

当法人がナショナル・トラスト活動を行うに当たり、適正な運営がされているものであるとの認定を得たいので、別添関係書類を沿えて申請します。

別記様式2

文書番号
年 月 日

(法人の名称) 公益社団法人または公益財団法人 ○○○○
(法人の代表者氏名) △△△△ 殿

環 境 大 臣 印

ナショナル・トラスト活動に係る適正な運営がされて
いるものであるとの認定について (通知)

年 月 日付けで申請のあった標記については、貴法人が自然環境保全法人認定要領
の1に該当する、ナショナル・トラスト活動を行うに当たり、適正な運営がされているも
のであると認定したので通知する。